

令和元年内閣官房・厚生労働省令第一号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律
第十一条の二第二項の規定による国立ハン
セン病療養所医師等の兼業等に関する規則
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平
成二十年法律第八十二号）第十一条の二第二項の
規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関
する法律第十一条の二第二項の規定による国立ハ
ンセン病療養所医師等の兼業等に関する規則を次
のように定める。

（法第十一条の二第二項に規定する内閣官房
令・厚生労働省令で定める施設）

第一条 ハンセン病問題の解決の促進に関する法
律（平成二十年法律第八十二号。以下「法」と
いう。）第十一条の二第二項に規定する内閣官
房令・厚生労働省令で定める施設は、次に掲げ
る施設とする。

一 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十
七号）第十三条第一項に規定する産業医を選
任すべき事業場

二 精神保健指定医として職務を行う施設

三 その他厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議
して定める施設

（所外診療の承認）

第二条 厚生労働大臣は、法第十一条の二第二項
の規定により所外診療の承認の申請を受けたと
きは、次に掲げる要件の全てに該当すると認め
る場合に限り、当該所外診療を行うことを承認
することができる。

一 法第七条及び第八条第二項に定める療養に
必要な能力の維持向上に資するものであるこ
と。

二 兼業による著しい疲労その他の身体上又は
精神上の理由により、職務の能率的な遂行に
悪影響を及ぼすおそれがないこと。

三 兼業することが、国家公務員としての信用
を傷つけ、又は官職全体の不名誉となるおそ
れがないこと。

四 正規の勤務時間において、勤務しないこと
となる場合においては、公務の運営に支障が
ないこと。

（所外診療の承認の申請）

第三条 所外診療の承認の申請は、次に掲げる事
項を記載した書面によらなければならない。

一 国立ハンセン病療養所医師等の氏名、現住
所及びその占める官職並びにその属する職務
の級

二 国立ハンセン病療養所医師等の正規の勤務
時間

三 所外診療先及びその職名

四 所外診療先における勤務時間、勤務の内容
及び所外診療の予定期間

五 国立ハンセン病療養所医師等がその正規の
勤務時間において、勤務しないこととなる必
要の有無及びその内容

六 国立ハンセン病療養所医師等が報酬を得
て、所外診療を行う場合には、その金額

七 所外診療を必要とする理由

八 その他参考となる事項

（承認台帳の整備）

第四条 厚生労働大臣は、国立ハンセン病療養所
医師等の所外診療の承認に関する台帳を備え、
これに次に掲げる事項を記載するものとする。

一 所外診療を承認した年月日

二 国立ハンセン病療養所医師等の氏名及びそ
の占める官職並びにその属する職務の級

三 所外診療先及びその職名

四 所外診療の予定期間

附 則

この命令は、ハンセン病問題の解決の促進に
関する法律の一部を改正する法律（令和元年法
律第五十六号）の施行の日（令和元年十一月二
十二日）から施行する。